

マージン率等の情報提供

株式会社三松管工

対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

1. 派遣労働者の数 0名（1日平均）

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 0事業所

3. 労働者派遣に関する料金の平均額 0円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 0円

5. 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額

で除して得た割合（マージン率） 0%

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。

6. 派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

① 対象となる派遣労働者の範囲 発電・変電工（監督業務）

② 労使協定の有効期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

7. 教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	派遣労働者の費用負担	賃金支払
新規採用者研修	入社1年目	Off-JT	無	有給
アーク溶接技能訓練	入社1年目・2年目	OJT	無	有給
ガス溶接技能訓練	入社2年目・3年目	OJT	無	有給
玉掛け技能訓練	入社1年目・2年目	OJT	無	有給
ボイラー等検査技能講習	入社3年目・4年目	OJT	無	有給
構造物鉄鋼作業研修	入社4年目以降	OJT	無	有給
タービン・ダクト研修	入社4年目以降	OJT	無	有給
チームリーダー就任研修	入社3年目～4年目	Off-JT	無	有給

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項